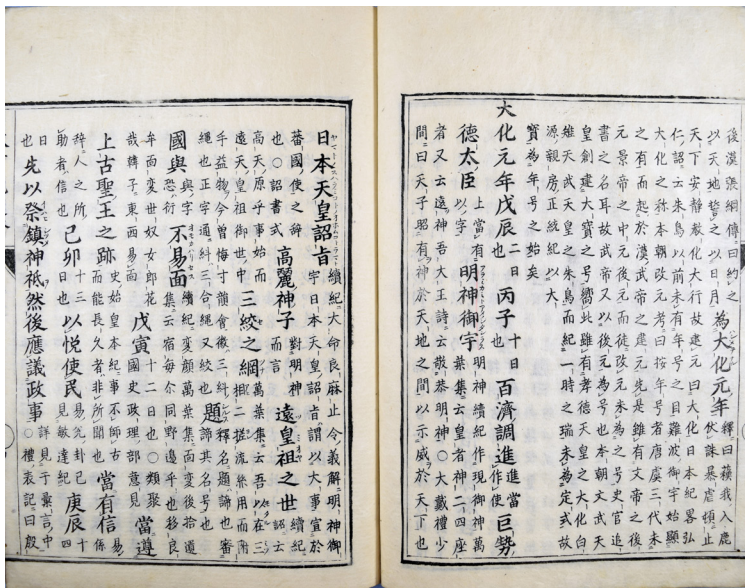


小特集◆日本の元号

元号「平成」は、平成三（二〇一九）年五月一日に予定される皇位継承とともに新たな元号へと改められます。元号は主に東アジア地域に見られる紀年法です。日本では、江戸時代までは一般に年号と呼ばれ、祥瑞・吉事・変事・凶事、そして天皇の代替わりなどを理由に改められてきました。ここでは、日本における大化から平成に至る元号（年号）の歴史を筑波大学附属図書館所蔵の文献から紹介します。

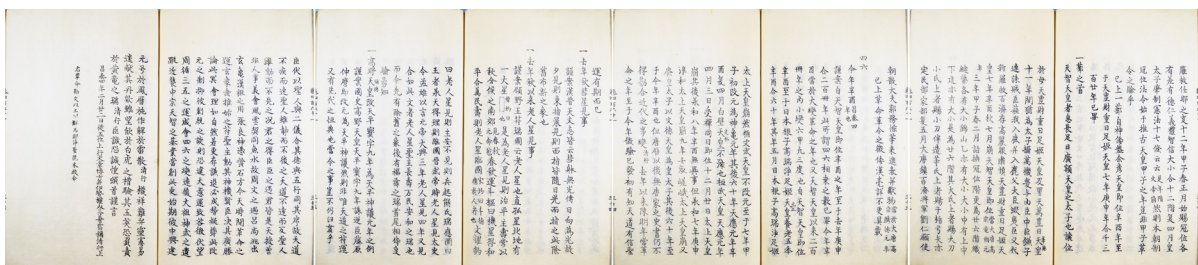
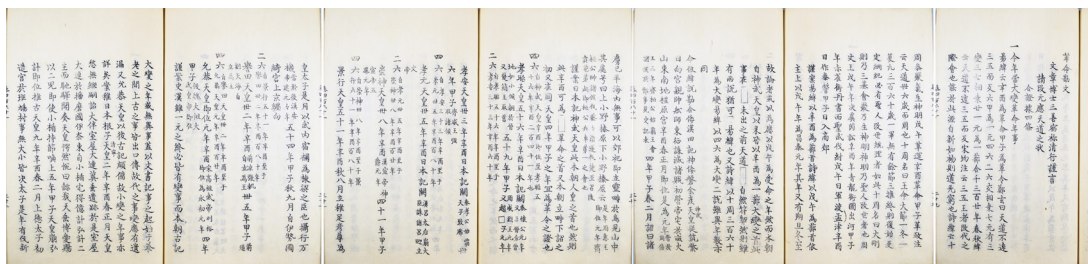


1 ^{にほんしよきつうしやう}日本書紀通証 卷三十 35巻23冊の内第20冊 ^{たにかわことすが}谷川士清〔撰述〕
宝暦12（1762）年刊 京都：風月荘左衛門他（五条天神宮蔵版）

近世中期の国学者谷川士清が著した『日本書紀』の注釈書。本資料は東京高等師範学校教授であった漢学者那珂通世の旧蔵書。

日本で最初に年号が定められた「大化元（645）年と為す」の注釈では、諸書を用いつつ、大化・白雉・朱鳥は「一時の瑞」を記念したもので、北畠親房『神皇正統記』が記すように、大宝こそが最初の年号であると記している。

〔請求記号 ヨ 240-43／那珂文庫〕



2 ^{ぐんしやるいじゆう}群書類従 卷第四百六十一 塙保己一〔集〕 江戸時代後期刊

『群書類従』は、近世後期に盲目の国学者塙保己一が編さんした国書的一大叢書（版本）。

巻第461には、延喜改元の端緒となった昌泰4（901）年2月22日の文章博士三善清行「革命勘文」が収められる。延喜改元は、中国から伝わった讖緯説たる辛酉革命説に基づく初めての改元である。清行は、改元によって天道に応じ得る証拠4か条を列挙し、改元の必要性を醍醐天皇に建議した。文中には、『易緯』から「辛酉為革命，甲子為革令」、『詩緯』から「戊午革運，辛酉革命，甲子革政」の語が引用される。

〔請求記号 イ 300-24〕

三善清行「革命勘文」

日本の改元は、平安前期9世紀までは天皇の即位と祥瑞の出現とのおりに限られていた。延長改元（923年）以降は災異改元が祥瑞改元に取って代わることとなる。改元が天皇の即位に際して行われるのは、古く元明天皇の和銅改元（708年）以来の恒典で、『春秋公羊伝』（隠公元年）に「元年とは何ぞや。君の始年なり」とあるように、君主の治世の始まりを表すからに他ならない。代替わりにあたり、根源的な「元＝一」に回帰することで、治世の生命力の更新を理念的に図る装置と言えよう。「自ずから新たにすること初めのごとくならば、則ち無窮に通ずるなり」（『春秋緯』宋均注）とはこのことを言うものである。

そのようななかで三善清行が昌泰4（901）年2月に醍醐天皇に奏上した「革命勘文」は、きわめて異質でまた日本的な発想で書かれている。それは改元を予言の学である讖緯思想に基づいて意味づけようとするものであった。その根幹にあるものは、本書冒頭に言う、「『易緯』に云う、辛酉を革命となし、甲子を革命となす」であり、それに基づいて清行は革命の大周期を1320年とし、人皇の初めである神武天皇即位の辛酉年から1周期の翌年の辛酉（661）年を「中宗天智」が「基業」を継いだ年であるとする。そこから四六甲（4×60）、つまり240年目に当たるのが当年であるとする。つまり当年が革命の起こるべき年であると予言し、それを回避するためには象徴的・根源的に原初に回帰する意味で改元を行う必要があると進言しているのである。この清行の議論の歴史上の特異性は、それまでの改元には事実としての明確な理由があったのに対して、今時の改元については、彗星や老人星の出現という天体「玄象」を証拠とはするものの、それはどこまでも脇役で、主張の要点は「今年が大変革命の年に当たる事」なのである。見方を変えると、確たる目に見える根拠のない、数理的原理的な理由に拠る改元と言える。

ではなぜ清行はこのような前代未聞の改元の勘文を奏上したのか。改元の必要性の第4の根拠として、「高野天皇、天平宝字九年を改めて天平神護元年となす例」を挙げる。そのなかで天平神護改元（765年）の理由として「逆臣藤原仲麿を誅」したことを言う。このことから本書が奏上される直前の1月25日に菅原道真が右大臣から大宰権帥に左降される事件の布石となったとの見解が大勢である。浄瑠璃『菅原伝授手習鑑』において三善清貫は、立悪役の時平公の手下で端敵として道真を苦況に立たせる役回りとなっている。しかし「清行悪者説」はどこまでも状況証拠に拠るのみで、じつのところ勘文奏上の動機は不明としか言いようがない。

この勘文は後世に大きな影響を与えることとなる。次の辛酉年、村上天皇の天徳5（961）年には前年の皇居火災と並んで辛酉革命に拠る応和改元が行われる。それを承けてさらに60年後、後一条天皇の寛仁5（1021）年にも辛酉革命説が浮上する。このおりには他に明確な改元の理由がないにも関わらず、ただ辛酉年であるという理由のみで改元を行う必然性があるかどうか議論され、結果的に治安改元と定まった。これ以降60年ごとの辛酉年に定期的に改元が行われ、『後京極撰政記』（掲載資料3）にも見えるように、そのつど清行の「革命勘文」が引き合いに出されることとなってゆく。ちなみに応和改元の3年後には甲子革命を理由として康保改元（964年）が行われ、こちらもこの後恒常化する。つまり即位、災異改元に加えて、60年ごとに辛酉改元、甲子改元が定例化し続けるという日本独自の元号のあり方となるのである。清行「革命勘文」は易学者今井宇三郎氏の校注で『日本思想大系8古代政治社会思想』（岩波書店、1979年）に収められている。

（谷口 孝介）

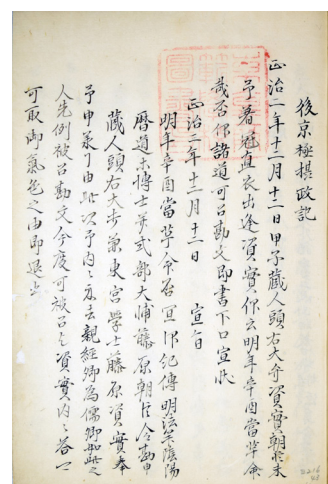
【参考文献】 所功『三善清行』（人物叢書、吉川弘文館、1970年）。藪内清『歴史はいつ始まったか：年代学入門』（中央公論社、1980年）。安居香山『中国神秘思想の日本への展開』（大正大学出版部、1983年）。所功『年号の歴史：元号制度の史的研究』増補版（雄山閣、1989年）。

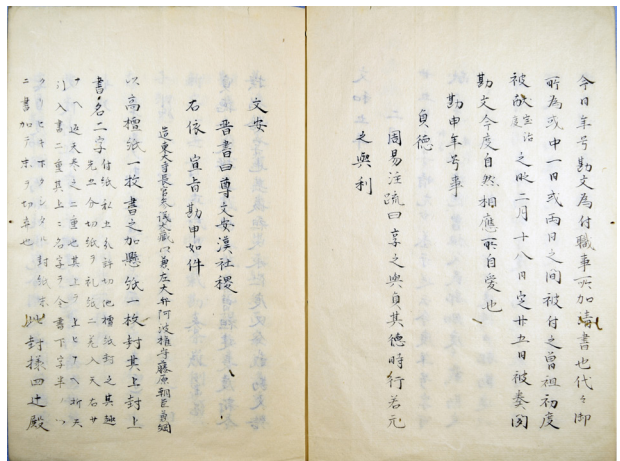
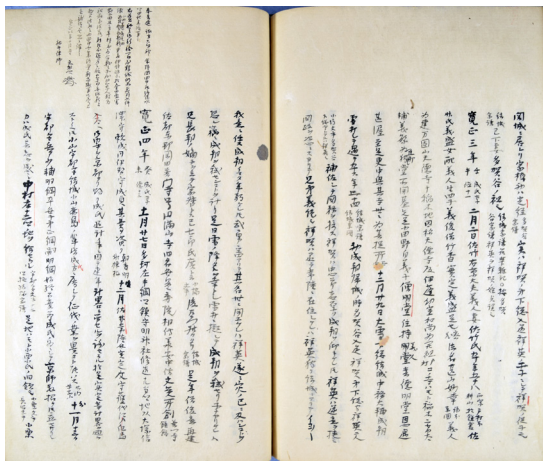
3 後京極撰政記 写

左大臣九条良経の日記で、建仁改元に関する記事（正治2（1200）年12月12日～建仁元（1201）年4月8日）を抜き出した別記（写本）。

正治3年の干支が辛酉であったことから、朝廷では辛酉革命説を根拠に改元すべきか、紀伝道・明法道・算道・陰陽道・曆道の各博士および式部大輔に意見を求め、審議の結果、正治は建仁に改元されることになった。なお、次の元久改元（1204年）は「甲子革命」を根拠になされた。

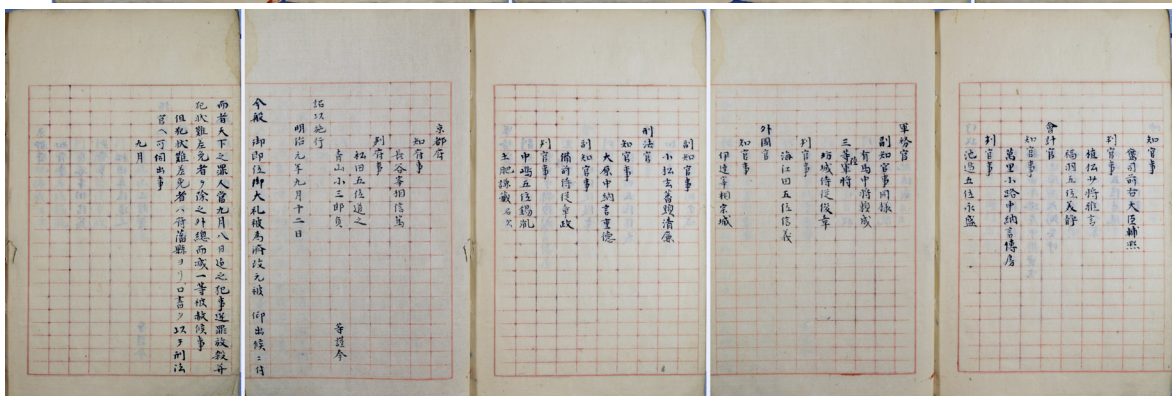
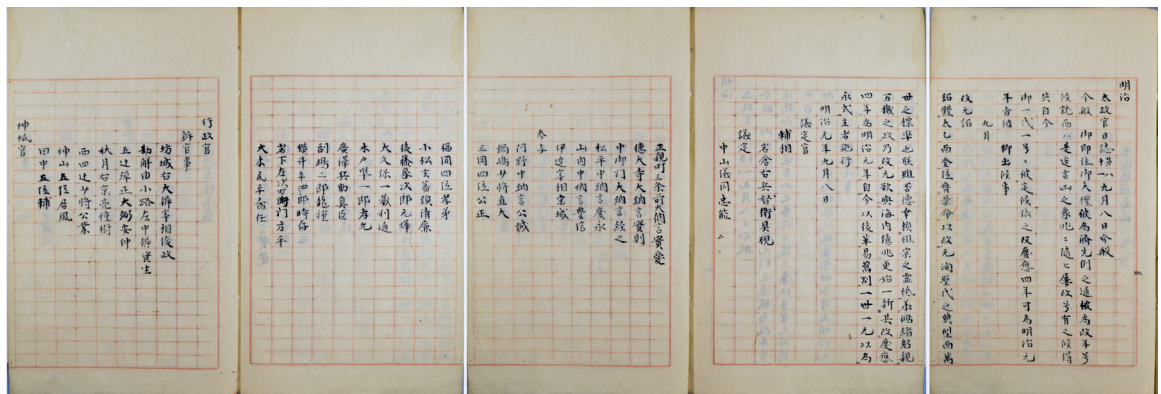
〔請求記号 ヨ 216-43〕





5 常陸編年 巻第四 写
 7巻7冊の内 中山信名〔著〕 宮本茶村〔写〕
 江戸時代後期の国学者中山信名が著した常陸国（茨城県）の歴史年表。本資料は潮来の国学者宮本茶村による写本。
 年号には、公的な年号ではない、私年号、異年号、偽年号、僭年号などと呼ばれるものも存在した。本資料には、享徳4（1455）年7月25日に康正と改元されたが、室町幕府と対抗する関東公方足利成氏はこれを認めず、文明3（1471）年まで（実際は同10（1478）まで）享徳年号を使用していたことが記される。〔請求記号 ヨ 330-2〕

4 兼綱公記 写
 内題は「瑞雲院贈左府兼綱公記」で、蔵人頭広橋（勘解由小路）兼綱の日記から北朝における延文改元の記事（文和5（1356）年2月25日～3月28日）を抜き出した別記で、「延文改元定記」とも呼ばれる（写本）。
 南北朝時代には、南・北両朝で別個に年号が定められ、二つの年号が存在し、それらはそれぞれの支持勢力によって用いられた。記事中には兼綱自身が進上した年号勘文も記されるが、提案した「貞徳」「文安」は不採用となった。〔請求記号 ヨ 216-66〕



6 改元考証土代 巻下 3巻3冊の内 源（塙）忠韶〔著〕 明治7（1874）年起案
 塙保己一の孫で国学者の忠韶が大化から明治までの改元に関わる資料や年号の典拠を集成した草稿。本資料は、水戸藩士出身の歴史家である帝国大学文科大学（現 東京大学）教授内藤耻叟の旧蔵本。
 明治改元の記事では、一世一元の制を定める改元 詔 書や、改元の吉事にともない罪刑を減じる大赦の詔書なども引用している。一世一元の制、すなわち元号を天皇一代に1つとすることは、明治22（1889）年に制定された旧皇室典範第12条にも明記された。明治以降、天皇へ崩御後に贈られる諡号にも元号が用いられるようになった。〔請求記号 ム 215-480〕

(参考) 元号法

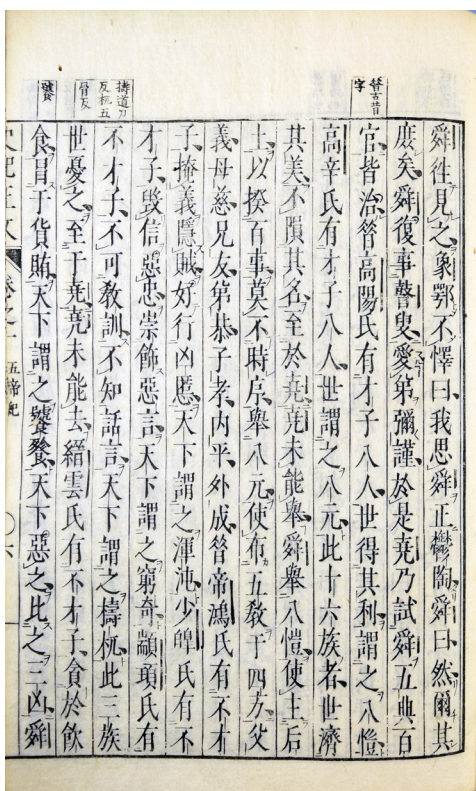
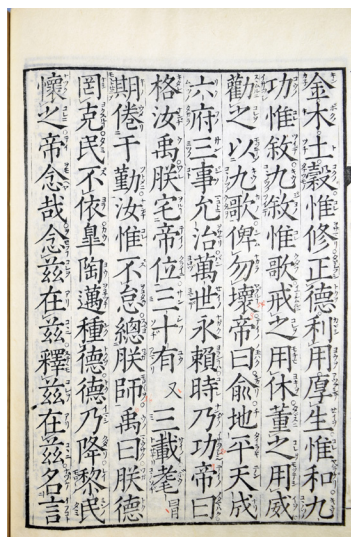
元号法（昭和54（1974）年6月6日成立、同12日公布・施行）は、元号を政令で定めること、また、皇位の継承があった場合に限り改めることを定めた法令。元号はこれにより、アジア・太平洋戦争後に旧皇室典範が廃止されて以降、はじめて法的根拠を得ることとなった。現代に元号を使用することの是非は、その国会審議においても議論された。「平成」は、元号法成立後最初の元号で、昭和64（1989）年1月7日の昭和天皇崩御・皇太子明仁親王践祚の翌日8日から使用された。

7 書経 卷上 2巻2冊の内
江戸時代前期刊

儒教の聖典「五経」の一つで、『書経』『書』『尚書』とも呼ばれる。本資料は、盤城平藩主内藤風虎（義概、義泰。貞享2（1685）年没）の旧蔵書（和刻本）。

元号「平成」の典拠の一つは、『書経』のうち「虞書」の「大禹謨」に見える「地平ぎ、天成り」（図版3行目）である。しかし、「大禹謨」は偽書であり、典拠とすることに反対する意見もあったと言われている。

〔請求記号 ロ 805-130〕



平成



8 史記正文 序・目録・巻第一〜四（第1冊）

130巻20冊の内 司馬遷[撰];多賀漸[音訓]
平安[京都]:林権兵衛他 寛政5（1793）年刊

『史記』は、司馬遷によって前漢の武帝の時代に編さんされた中国の歴史書で、二十四史の最初。本資料は東京文理科大学初代学長三宅米吉の旧蔵書（和刻本）。

元号「平成」の典拠には、『書経』だけでなく、『史記』の「五帝本紀」中の舜帝の言葉である「内平らかに、外成る（家の内が平和となり、世の中もよく治まった）」（図版7行目）もあげられた。

〔請求記号 ヨ 610-128 /三宅文庫〕

9 筑波大学新聞で読む筑波大学の40年

福原直樹・伊藤純郎[編] 筑波大学出版会
平成25（2013）年刊

筑波大学40年の歴史を昭和49（1974）年10月創刊の『筑波大学新聞』1〜300号の記事から振り返る図書。平成元（1989）年の同新聞には、当時の筑波大生の眼から見た平成改元に関する記事が取り上げられている。とくに本資料に収録される115号には「昭和」から「平成」へ：筑波大生はどう受け止めたかの記事があり、学生、留学生、そして教官の社会的関心を知ることができる。

〔請求記号 377.28-F75 /筑波大学出版会図書〕

筑波大学附属図書館常設展解説シート「小特集 日本の元号」

解説執筆 山澤 学（附属図書館研究開発室員・人文社会系准教授）コラム執筆 谷口孝介（附属図書館研究開発室長・人文社会系教授）
平成31（2019）年1月7日 編集・発行 筑波大学附属図書館研究開発室「附属図書館における貴重資料の保存と公開」プロジェクト